

令和 8 年度山形県地域再生可能エネルギー活用等実態調査事業 業務委託基本仕様書

1 事業名

令和 8 年度山形県地域再生可能エネルギー活用等実態調査事業

2 事業の目的

FIT価格の下落を背景とした新規再エネ設備開発の減少、FIT認定期間終了の到来による再エネ設備の廃止等といった県内における再エネ供給の減少などの情勢の変化を踏まえ、発電事業者の現状等に係る課題及び県内における再エネの需要を把握し、卒FIT設備を活用した県内への再エネ供給体制の構築及び県内における再エネの地産地消の拡大を図るため、調査、課題整理を含む基礎資料の調製及びそれを踏まえた県施策の提案を行うことを目的とする。

3 事業実施期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

4 事業上限金額

7,238千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 業務委託の内容

受注者は次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を行うこととする。

(1) 県内発電事業者に対する事業継続等に関する調査

県内発電事業者（令和 8 年 3 月末までに卒FITを迎えた電源を保有する事業者を含む。以下単に「発電事業者」という。）を対象に発電事業の実態、卒FIT後の事業継続意向等について調査を行うこと。

なお、調査項目には以下を必ず含むこととし、卒FIT後の発電事業の継続及び県内小売電気事業者への売電量増加に向け、より効果が高まるような調査方法、調査項目を提案すること。

【調査項目】発電事業者の概要（法人名、所在地、代表者、連絡先等）、卒FIT後の事業継続の考え方及び売電希望価格について

(2) 県内需要家に対する再エネ電気調達意向等に関する調査

県内市町村及び民間企業を対象に県内における再エネ電気の需要等について調査を行うこと。

なお、調査項目には以下を必ず含むこととし、県内における再エネ電気等の需要増加、に向け、より効果が高まるような調査方法、調査項目を提案すること。

【調査項目】調査対象者の概要（法人名、所在地、代表者、連絡先等）、買電希望単価

- (3) (1)及び(2)の調査結果の集計・分析、卒FIT設備を活用した県内への再エネ供給体制の構築及び県内における再エネの地産地消の拡大に向けた課題整理
- (4) (3)に関連する国の動向及び施策並びに先行自治体の施策の整理
- (5) (3)及び(4)を踏まえた県施策の提案。なお、提案には次の内容を必ず含めること。
 - ・卒FIT設備を活用した県内への再エネ供給体制の構築及び県内需要確保による再エネの地産地消の拡大に関する施策
 - ・社会実装を前提とした、県内の再エネの地産地消の拡大に資するビジネスモデル事業提案
 - ・これらを進めるにあたっての、国、県及び市町村並びに発電事業者及び小売電気事業者の役割分担

6 成果品の提出

本業務における成果物は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データにて令和9年2月26日(金)までに提出すること。なお、中間報告を令和8年10月末までに電子データで提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 調査結果集計・分析表
- (3) 施策提案書

7 その他

- (1) 本業務の内容の決定及び遂行にあたり、受注者は発注者と十分に協議・調整を行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項で事業実施にあたり必要とされる業務が発生した場合及び本仕様書に定める内容に疑義が生じた場合は、発注者、受注者で協議の上、対応方法を決定する。
- (3) 社会情勢等の影響により実施が困難な内容が生じた場合、発注者、受注者で協議の上、対応方法を決定すること。
- (4) 本業務の再委託については、その業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、あらかじめ発注者の承諾を得た場合に限り、当該業務の一部について行うことができる。ただし、再委託先は次の各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。
 - ①受注者が業務の作業につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - ②再委託先者が山形県の入札参加業者適格者名簿における指名停止期間中でないこと。
- (5) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、個人情報への不正アクセス防止、

その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

- (6) 受注者（再委託をした場合の受託者を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月法律第57号）を遵守しなければならない。
- (7) この委託業務の成果品に係る著作権は、発注者に帰属するものとする。また、受注者は、発注者に対し、当該著作権に関する著作者人格権（著作権法（昭和45年5月法律第48号）18条から第20条に規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
- (9) 上記に関わる明示がない事項であっても社会通念上当然と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

